証券コード：8527

あい、ふれあい、きずきあい
愛知銀行

第112期

定時株主総会
招集ご通知

【株主さまへのお願い】

・新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。感染リスク低減のため座席数を減らしておりますのでご入場いただけない可能性がございます。

・なお、株主総会にご来場の株主さまへのお土産は昨年より取りやめさせていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

・何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

日　時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場　所

名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社 愛知銀行
本店８階ホール

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後５時30分

経営理念・行是

経営理念

地域社会からの信頼を大切にし、
地域社会の繁栄に貢献します

行　是

1. 堅実経営に徹し、銀行の発展をとおして地域社会の繁栄に貢献します
2. コンプライアンスを重視し、地域社会との心のふれあいをとおして信頼される銀行を目指します
3. 個人や中小企業のお客さまの良きパートナーとして頼りにされる銀行を目指します
4. お客さま本位の良質な金融商品・サービスの提供に努めます
5. 健全経営のため、効率的な業務運営と組織の活性化に努めるとともに生産性の向上をはかります

ごあいさつ

株主のみなさまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
第112期定時株主総会を６月25日（金曜日）に開催いたします。
招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申しあげます。
このたびの新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたみなさまに、心からお見舞い申しあげます。感染終息が見通せない中、ウイズ・コロナで大変厳しい状況にあるお客さまの最上のパートナーとして、役職員一同、地域のみなさまのご相談にお応えできるよう、精一杯努力してまいります。

さて、おかげさまで当行は、2020年９月17日をもちまして、創業110周年を迎えることができました。
これもひとえに日頃よりお世話になっています株主のみなさま、地域のみなさまの永年にわたるご支援の賜物と心より感謝申しあげます。
これを機に、創業以来堅持してきました堅実経営の精神を継承した上で、「経営理念」を「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」と改定いたしました。
当行は、引き続き50年、100年先を見据え、これからもこの地域のお客さまに寄り添ってあゆんでまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申しあげます。

2021年６月

取締役頭取　伊藤 行記

目　次

第112期定時株主総会招集ご通知…… 3
議決権行使についてのご案内…… 5

【株主総会参考書類】
第１号議案　剰余金の処分の件…… 7
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件…… 8
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件…… 13

【添付書類】
第112期事業報告…… 18
計算書類…… 40
連結計算書類…… 42
監査報告…… 45

株主総会会場のご案内

証券コード　8527
2021年６月３日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目14番12号
株式会社 愛知銀行
取締役頭取　伊　藤　行　記

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（５頁～６頁）をご高覧いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時	2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所	名古屋市中区栄三丁目14番12号 株式会社　愛知銀行　本店８階ホール
３．株主総会の目的事項	
報 告 事 項	１．第112期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 ２．第112期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項	
第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

以　上

【お土産配布の取りやめについて】
株主総会にご出席くださる株主さまとご出席がむずかしい株主さまの公平性等を勘案し、昨年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる開示事項について

■次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

■株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト	https://www.aichibank.co.jp/

株主総会へのご出席にあたって

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

■代理人による議決権の行使につきましては、当行の議決権を有する他の株主１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

■駐車場のご用意ができかねますので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜ 株主さまへのお願い ＞

■新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使をお願い申しあげます。
なお、本年の株主総会においては後日の動画配信を行います。当日の株主総会の一部模様を当行ウェブサイトにて配信する予定です。

■感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

＜ ご来場される株主さまへのお願い ＞

■ご来場の株主さまにおかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

■会場受付にて非接触型体温計による検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年 6 月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

場所 株式会社　愛知銀行　本店８階ホール

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年 6 月24日（木曜日）午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

https://evote.tr.mufg.jp/

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年 6 月24日（木曜日）午後５時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

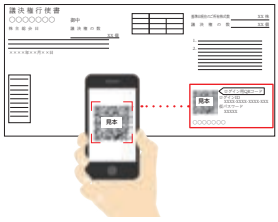

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

3 新しいパスワードを登録する

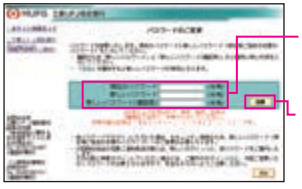

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまへ
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ、株主還元方針にもとづき、株主のみなさまへ積極的な利益還元を図ることといたします。

１．期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、業績および将来の経営環境を総合的に勘案し、普通配当50円に加えて特別配当20円を実施し、１株につき金70円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、１株につき金120円（普通配当金100円）となります。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、752,765,370円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,000,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において協議の上、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会より、本議案は当行の経営理念、行是に従い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する人選がなされており、本議案における取締役候補者は適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名（ふりがな）	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
1	再任	伊藤行記（いとう ゆきのり）	取締役頭取	18回／18回
2	再任	藏冨宣彦（くらとみ のぶひこ）	常務取締役	18回／18回
3	再任	松野裕泰（まつの ひろやす）	常務取締役	18回／18回
4	再任	村林茂（むらばやし しげる）	取締役	12回／13回
5	再任	吉川浩明（よしかわ ひろあき）	取締役	13回／13回
6	新任	田口憲一（たぐち けんいち）	執行役員部長	－
7	新任	鈴木規正（すずき のりまさ）	執行役員部長	－

1. 伊藤行記（いとう ゆきのり） 再任

生年月日
1958年1月1日

所有する当行の株式数
1,500株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月	当行入行	
2010年 6 月	当行事務統括部長	
2013年 6 月	当行取締役に就任、業務監査部長	
2015年 6 月	当行取締役証券外国部長	
2017年 6 月	当行常務取締役に就任	
2019年 6 月	当行取締役頭取に就任	
2020年10月	監査部担当	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長、事務統括部長を経て、取締役業務監査部長、取締役証券外国部長を歴任し、常務取締役に就任後はｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括、事務統括、総合企画、証券外国部門、東京事務所の業務分掌を担当、2019年より頭取に就任しております。

幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

2. 藏富宣彦（くらとみ のぶひこ） 再任

生年月日
1959年2月15日

所有する当行の株式数
800株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	当行入行	
2014年 6 月	当行コンプライアンス統括部長	
2016年 6 月	当行取締役に就任、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長	
2017年 6 月	当行取締役監査部長	
2019年 6 月	当行常務取締役に就任、総合企画部、証券外国部、東京事務所担当	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、営業店、審査部門、コンプライアンス統括部長を経て、取締役ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長、取締役監査部長を歴任し、常務取締役に就任後は総合企画、証券外国、東京事務所の業務分掌を担当しております。

幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

3. 松野裕泰（まつの ひろやす） 再任

生年月日	所有する当行の株式数
1958年７月24日	1,700株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年４月	当行入行
2013年６月	当行個人部長
2015年６月	当行取締役に就任、本店営業部長
2017年６月	当行取締役審査部長
2019年６月	当行常務取締役に就任、営業本部長（2020年２月廃止）、営業統括部、法人営業部、個人営業部担当
	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長、個人部長を経て、取締役本店営業部長、取締役審査部長を歴任し、常務取締役に就任後は営業本部長、営業統括、法人営業、個人営業部門の業務分掌を担当しております。

主に営業部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を有し、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

4. 村林茂（むらばやし しげる） 再任

生年月日	所有する当行の株式数
1959年９月23日	800株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年４月	当行入行
2007年10月	当行港支店長
2009年６月	当行経営管理部副部長
2013年６月	当行本店営業部副部長
2015年６月	当行業務監査部長（2016年６月より監査部長）
2017年６月	当行執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長
2019年６月	当行執行役員監査部長
2020年６月	当行取締役に就任、監査部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、支店長を経験後、経営管理部副部長、本店営業部副部長、業務監査部長、監査部長、執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長、執行役員監査部長を経て、現在は取締役監査部長であります。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

5. 吉川浩明（よしかわひろあき） 再任

生年月日	所有する当行の株式数
1961年10月５日	1,300株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年４月	当行入行	
2010年１月	当行藤が丘支店長	
2012年６月	当行大阪支店長	
2013年６月	当行総合企画部副部長	
2015年６月	当行経営管理部長	
2017年６月	当行執行役員総合企画部長	
2019年６月	当行執行役員事務統括部長	
2020年６月	当行取締役に就任、総務部、事務統括部担当	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、支店長を経験後、総合企画部副部長、経営管理部長、執行役員総合企画部長、執行役員事務統括部長を経て、取締役に就任後は総務、事務統括部門の業務分掌を担当しております。

主に管理・企画部門を中心とした銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

6. 田口憲一（たぐちけんいち） 新任

生年月日	所有する当行の株式数
1962年５月25日	1,200株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年４月	当行入行	
2012年６月	当行一宮支店長	
2014年６月	当行昭和橋支店長	
2015年６月	当行個人部長	
2017年６月	当行執行役員個人部長	
2018年６月	当行執行役員営業統括部長	
2019年６月	当行執行役員本店営業部長	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長を経験後、個人部長、執行役員個人部長、執行役員営業統括部長を経て、現在は執行役員本店営業部長であります。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

7. 鈴木規正（すずきのりまさ） 新任

生年月日	所有する当行の株式数
1963年12月30日	900株

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月	当行入行	
2010年 1 月	当行豊橋支店長	
2013年 6 月	当行大曽根支店長	
2015年 6 月	当行東郊通支店長	
2017年 6 月	当行経営管理部長	
2018年 6 月	当行執行役員経営管理部長	
2020年 6 月	当行執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長	現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大規模店の支店長を経験後、経営管理部長、執行役員経営管理部長を経て、現在は執行役員ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部長であります。

営業現場を含め、幅広い部門での銀行経営に関する豊富な知識・経験を活かし、的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、当行取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

（注）1．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

2．当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の32頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容決定の件

当行は2016年６月24日開催の第107期定時株主総会において、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただいております。

今般の会社法改正にともない、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に報酬として、このご承認いただいている新株予約権を割り当てる理由およびその新株予約権の内容に、新たな内容（下線部分）を加えて、今後も従前と同様に、新株予約権を以下のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬枠は、第107期定時株主総会においてご承認いただいているとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額100百万円以内であり、報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は７名となります。各取締役への支給時期、配分等につきましては取締役会に一任願いたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由および新株予約権の内容は次のとおりであります。

１．報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の確保を目的に、当行における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基本的な考え方、決定方針等を定めた基本方針に基づき、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。取締役会は中長期的な企業価値の向上と株価上昇への意欲を高めるため、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。

２．新株予約権の内容

⑴　新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数は、300個を１年間の上限といたします。

目的となる株式の種類は、当行普通株式といたします。

新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は、100株といたします。

当行普通株式30,000株を１年間に交付を受けることができる株式数の上限といたします。

なお、付与株式数が調整された場合には、調整後の付与株式数に上記の新株予約権の上限数を乗じた数を上限といたします。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」といいます。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、決議日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

⑵　新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

⑶　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

⑷　新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めます。

⑸　その他新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当行の取締役（監査等委員である取締役を含む。）の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定めます。

⑹　新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑺　新株予約権の取得条項

以下①、②、③、④または⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することもしくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（ご参考①）取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針・基準等

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針】
　取締役会は、当行の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成する。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する手続き】
　取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において選解任に関し協議の上、議案の決定を行う。

【取締役候補者の選任および取締役の解任基準】
（社内取締役候補者の選任基準）
1．取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2．当行の経営理念、行是および［企業倫理・行動］に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3．銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識および能力を有すること

（社外取締役候補者の選任基準）
1．取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2．当行の経営理念、行是および［企業倫理・行動］を理解・遵守し、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3．経営、法務、財務・会計、行政、教育等の分野における専門的知見、豊富な経験を生かして、経営に対する助言・監督を行うことができること
4．当行の定める独立性の要件を満たしていること

（社内および社外取締役の解任基準）
取締役として、以下に該当する場合は、人事委員会にて解任につき協議する。
1．法令または定款に違反する行為を行った場合
2．職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
3．健康上の理由等から、職務の遂行が困難となった場合
4．選任基準に定める基準のうち、いずれかを充足しなくなった場合

（ご参考②）社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準として、以下の基準を定めております。

⑴　当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
⑵　当行の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
⑶　当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
　（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
⑷　当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと
⑸　最近において、上記⑴から⑷のいずれかに該当していた者ではないこと
⑹　次に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと
　①上記⑴から⑸に該当する者
　②当行の子会社の業務執行者
　③当行の子会社の業務執行者でない取締役
　④最近において②③または当行の業務執行者に該当していた者

※「最近」
・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう
※「重要」
・業務執行者については、役員・部長クラスのもの。会計専門家・法律専門家については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう
※「近親者」
・二親等以内の親族

以　上

添付書類

第112期事業報告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．当行の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果等

≪主要な事業内容≫

当行では、106か店舗のうちイーネット支店、ローソンＡＴＭ支店を除く104か店舗（97か所）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等に加え、お客さまの多様なニーズに応じた金融商品の提供や経営上の課題に対するコンサルティング業務を通じて、地域金融機関として地域経済の発展に貢献していく役割を果たすため、利便性に優れたより高度な金融サービスの提供に努めております。

≪金融経済環境≫

当期のわが国経済を振り返りますと、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、個人消費や非製造業の企業収益に弱さがみられるものの、輸出の増加を受け製造業の生産活動が回復基調に転じ、景気は持ち直しの動きが続いております。

愛知県を中心とした当地域につきましても、飲食・宿泊サービス等で景気の下押し圧力が強いものの、主要産業である自動車関連産業を中心に輸出・生産が増加基調にあり、個人消費についても回復に向かいつつあるなど、景気は緩やかに持ち直しはじめております。

なお、景気の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染の動向が経済に与える影響を十分に注意する必要があるものの、感染拡大の防止策を講じ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、補正予算による各種経済対策の効果や海外経済の改善などにより、持ち直していくことが期待されています。

金融面をみますと、日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとでの経済・物価動向を点検し、金融緩和を継続していくとともに、経済・物価・金融情勢の変化に対して、躊躇なく、機動的かつ効果的に対応していくことが重要であると判断しております。

日経平均株価につきましては、４月初めに17,818円まで下落しましたが、主要国の大規模な金融緩和政策の継続や経済対策の効果が下支えとなり年度を通じて上昇基調で推移しました。加えて新型コロナウイルスのワクチン開発や接種開始により先行きへの不安が和らいだこともあり、一時的に３万円台を回復する局面もありました。その後は、米国長期金利上昇への懸念から下落し、期末の終値は29,178円と３万円を割り込みましたが、前期末比では10,261円上昇しました。

≪事業の経過および成果≫

当行は、2019年４月より３か年の「第11次中期経営計画」をスタートし、基本方針として「営業力・収益力強化」、「生産性向上」、「人財強化」、「ガバナンス強化」の４つを掲げ、「お客さまのパートナーとして地域社会に貢献する銀行」を目指し、各種施策に取り組んでおります。

こうした取組の結果、当行の業績は以下のような内容となりました。

預金の期末残高は３兆2,254億円となり、前期末比4,133億円増加いたしました。

貸出金の期末残高は２兆5,355億円となり、前期末比4,651億円増加いたしました。

また、有価証券の期末残高は9,546億円となり、前期末比110億円減少いたしました。

損益面につきましては、資金利益および株式等損益の増加等により、経常利益は前期比17億円増加し、55億81百万円となりました。また、当期純利益は前期比12億60百万円増加し、40億91百万円となりました。

業務・サービス面につきましては、将来にわたり健全で適切な金融仲介機能を発揮できる経営体制の確立に向けて、お客さま本位の良質な金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

特に新型コロナウイルスの感染拡大により被害や影響を受けられました中小企業や個人事業主のお客さまへ、より円滑な資金供給を図ると同時にコンサルティング機能を発揮し、経営相談および経営改善に向けた取組に関する支援に努めております。

昨年６月には、資本的性質が認められる「あいぎん資本性ローン」の取扱を開始し、新型コロナウイルス感染症の影響などにより経営環境が悪化しているお客さまへの長期的支援を行いました。また「あいぎんＳＤＧｓ私募債『あすなろ』」に感染症指定医療機関等を寄付先とする「新型コロナウイルス対策支援型」の追加や、投資信託の販売で得られた収益の一部を地域の医療機関に寄付する等、コロナ禍において、地域の社会的課題や環境課題の解決に貢献し、持続可能な社会づくりを目指すとともにお客さまの多様化するニーズに応えております。

また、昨年７月より人材紹介業務に参入し、お客さまが抱える経営課題の解決に対応可能な経営幹部層や管理職クラス、専門人材を中心に紹介することで、お客さまの持続的な成長を支援しております。

地方創生に向けた取組につきましては、様々なライフステージにあるお客さまの経営課題の解決に向けた支援を官民一体で行うため、愛知県をはじめとする52の地方公共団体および商工団体等と連携に関する協定を締結しております。

海外事業展開に向けた取組につきましては、コロナ禍におけるお客さまの海外事業拡大の資金ニーズにお応えする等、お客さまの海外ビジネスを積極的にサポートしております。

個人のお客さま向けのサービスにつきましては、本年１月より大和証券株式会社が提供する「ダイワファンドラップオンライン」の取扱を開始し、資産形成を始めたいお客さま一人ひとりの将来設計に沿ったサポートを行ってまいります。

店舗につきましては、２月22日に浄心支店の建て替え開店をし、３月８日に新道支店の新築移転開店をいたしました。お客さまが利用しやすい、より身近で便利な店舗づくりを積極的に推進しており、今後とも、お客さまへ快適で心地よい空間を提供できる店舗とするように努めてまいります。

また、2018年10月に「あいぎん健康宣言」を制定し、従業員一人ひとりの健康意識の向上、心身の健康増進、働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、2021年３月に、経済産業省が創設した「健康経営優良法人2021（大規模法人部門～ホワイト500～）」の認定を受けました。一昨年および昨年に続き３年連続で、上位500法人に与えられる「ホワイト500」の認定となります。

昨年１月には、国際連合が提唱するＳＤＧｓの達成に、より一層貢献していくことを目的として「あいぎんグループＳＤＧｓ宣言」を制定いたしました。９月には、お客さまからお預け入れいただいた預金残高の一定割合相当額を愛知県の「子どもが輝く未来基金」に寄付する「あいぎん未来応援定期預金」の取扱を開始し、12月には株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ)により最上位評価を受けた銀行保証付私募債での「サステナビリティボンド」を、日本国内で初めて引き受けております。これからも地域経済の発展と地域社会の課題解決を支援することで、地域に暮らす人々の安心で豊かな生活と持続可能な社会の実現に努めてまいります。

≪当行が対処すべき課題≫

当行を取り巻く経営環境を展望しますと、フィンテックの進展や異業種からの銀行業参入が進み、また金融緩和政策の継続により引き続き長短金利ともに低位で推移するなかで、他県金融機関も含めた銀行間の競争がますます激化するなど、厳しさは一層、増しております。

このような状況下で当行が対処すべき課題は、地域金融機関として、「顧客本位の業務運営」を通じて地域社会からの揺るぎない信頼を確保し、お客さまとともに企業価値を向上させるための積極的な支援を行い、中小企業金融の円滑化に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことであります。加えて、真にお客さまのニーズに応える良質な金融商品・サービスを提供することにより、お客さまの安定的な資産形成に貢献していくことであります。

こうした考えは、「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」という経営理念に基づくものであり、現在進めております「第11次中期経営計画」の各種施策を実践することで実現してまいります。

これまで同様、「地元企業の成長への支援」、「個人のお客さまの資産形成への支援」、「地域社会への貢献活動」を地域金融機関としての大きな役割・使命として、地域のお客さまを全力で応援し、地域社会の発展に貢献してまいります。

フィンテックへの対応につきましては、インターネットバンキング利用者拡大に向けたシステム投資やＡＰＩ連携をはじめとしたデジタル化を進めており、お客さまのニーズにお応えする金融サービスの提供に向け取り組んでおります。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への対応につきましては、リスク管理態勢の構築・強化を図っております。

なお、新型コロナウイルスの影響が予想以上に長期化している今こそ、お客さまのパートナーとして適切かつ迅速に対応することで、地域の経済活動を支え、地域金融機関の役割を発揮してまいります。

おかげさまで、当行は昨年９月に創業110周年を迎えることができました。

110年の永きにわたり、当行を支えていただきました株主のみなさま、地域のお客さまに感謝申しあげます。引き続き50年、100年先を見据え、「あい、ふれあい、きずきあい」を合言葉に、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、あらゆるステークホルダーからの期待にお応えできる取組を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主ならびにお取引先のみなさまには、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願い申しあげます。

⑵ 財産および損益の状況

（単位：百万円）

	２０１７年度	２０１８年度	２０１９年度	２０２０年度
預金	2,754,818	2,787,548	2,812,174	3,225,480
定期性預金	1,137,656	1,081,754	1,027,720	1,102,097
その他	1,617,162	1,705,793	1,784,454	2,123,383
貸出金	1,809,336	1,810,840	2,070,410	2,535,515
個人向け	518,413	526,746	561,841	653,084
中小企業向け	1,056,746	1,054,585	1,116,979	1,395,159
その他	234,177	229,509	391,590	487,272
商品有価証券	－	－	1	－
有価証券	1,113,178	1,069,430	965,702	954,671
国債	215,518	101,455	94,656	92,408
その他	897,659	967,974	871,045	862,262
総資産	3,137,541	3,126,383	3,231,273	3,769,668
内国為替取扱高	8,943,409	9,262,452	9,385,883	9,384,967
外国為替取扱高	百万ドル 2,919	百万ドル 2,930	百万ドル 2,708	百万ドル 2,254
経常利益	6,117	6,672	3,881	5,581
当期純利益	4,218	4,512	2,831	4,091
１株当たりの当期純利益	円　銭 389　09	円　銭 416　18	円　銭 262　83	円　銭 380　57

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

⑶ 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,527人
平均年齢	41年10月
平均勤続年数	19年1月
平均給与月額	407千円

（注）１．平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含めておりません。
３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

⑷ 営業所等の状況

イ　営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
愛知県	98	（ 2 ）
岐阜県	3	（ - ）
三重県	2	（ - ）
静岡県	1	（ - ）
東京都	1	（ - ）
大阪府	1	（ - ）
合計	106	（ 2 ）

（注）　上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備81か所およびコンビニエンスストア内等でご利用いただけるイーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,213か所、ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,448か所、セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,080か所、それぞれ設置しております。

ロ　当年度新設営業所
該当事項はございません。

（注）１．当年度において、次の店舗を移転しました。

豊橋南支店	豊橋市駅前大通３丁目33番地（豊橋支店内に併設）
浄心支店	名古屋市西区秩父通２丁目84番地 （店舗建て替え完成に伴い黒川支店内より再移転）
新道支店	名古屋市西区新道二丁目１番１号 （店舗建て替え完成に伴い移転）

２．当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

（新設2か所）

豊橋支店	豊橋南出張所
豊田支店	バロー浄水店出張所

（廃止9か所）

安城支店	ザ・モール安城出張所
小牧支店	ラピオ出張所
今池支店	自由ヶ丘出張所
江南支店	江南市役所出張所
黒川支店	黒川東出張所
豊田支店	イオンスタイル豊田出張所
港支店	イオンモール名古屋みなと出張所
豊田南支店	トヨタ自動車本社工場出張所 （イーネットとの共同ＡＴＭへ切り換え）
大口支店	ボナンザプラザヨシヅヤ大口店出張所

ハ　銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

⑸ 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,816

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
店舗の新築・修繕	609
事務機器	908

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
愛銀ビジネスサービス株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	銀行事務サービス業務	百万円 30	% 100.00	－
愛銀リース株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	総合リース業務	20	46.85	－
株式会社愛銀ディーシーカード	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	クレジットカード業務	30	42.89	－
愛銀コンピュータサービス株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目22番20号	電算機による業務処理等	10	5.00	－

（注）１．当行議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

２．当行に連結される会社は上記の子会社４社であり、当期の連結経常収益は53,281百万円（前期比386百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,266百万円（前期比1,335百万円増加）となりました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

2．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．第二地銀協地銀38行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

4．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出し・入金のサービスを行っております。

5．イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金引出し・入金のサービスを行っております。

6．十六銀行、名古屋銀行および百五銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金入金のサービスを行っております。

7．現金自動設備の相互利用提携のうち、三菱ＵＦＪ銀行・十六銀行・名古屋銀行・中京銀行・百五銀行・第三銀行（2021年５月１日付で三十三銀行に変更しております）および静岡銀行とは、現金引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職	その他
伊藤行記	取締役頭取（代表取締役） 監査部 担当		
小林昌人	専務取締役（代表取締役） ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ・ﾘｽｸ統括部、人事部 担当		
松野裕泰	常務取締役 営業統括部、法人営業部、個人営業部担当		
藏冨宣彦	常務取締役 総合企画部、証券外国部、東京事務所担当		
村林茂	取締役 監査部長		
飯田徳保	取締役 審査部 担当		
吉川浩明	取締役 総務部、事務統括部 担当		
加藤政宏	取締役（常勤監査等委員）		
桂川明	取締役（監査等委員）（社外取締役）	桂川明税理士事務所所長	
林俊保	取締役（監査等委員）（社外取締役）		
江本榮敏	取締役（監査等委員）（社外取締役）	江本法律事務所所長	
長谷川康夫	取締役（監査等委員）（社外取締役）		

（注）１．取締役(監査等委員)桂川明氏、林俊保氏、江本裕敏氏および長谷川康夫氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役(監査等委員)桂川明氏および林俊保氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・桂川明氏は、税理士の資格を有しております。
・林俊保氏は、長年にわたり株式会社松坂屋およびＪ.フロントリテイリング株式会社において、財務および会計に関する業務に携わってきた経験があります。
３．取締役(監査等委員)江本裕敏氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
４．当行は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
５．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)加藤政宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６．当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

氏　　名	退任時の地位	退任日
小出　眞市	取締役会長（代表取締役）	2020年６月26日（任期満了）
伊藤　善広	常務取締役	同上
高橋　知之	常務取締役	同上
吉田　重正	取締役（常勤監査等委員）	同上
林　　昭生	取締役（監査等委員）	同上

（ご参考）
当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　　名	地位および担当
田口　憲一	執行役員　本店営業部長
鈴木　規正	執行役員　ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ﾘｽｸ統括部長
鈴木　　徹	執行役員　営業統括部長
伊藤　謙二	執行役員　総合企画部長
鈴木　武裕	執行役員　法人営業部長
石川　恵一	執行役員　証券外国部長
滝元　裕幸	執行役員　審査部長
坂本　達哉	執行役員　個人営業部長

⑵ 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	10名	162（32）	137（32）	－	24
取締役（監査等委員）	7名	44（11）	44（11）	－	－
合計	17名	206（43）	181（43）	－	24

（注）１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．上記取締役の支給人数・報酬等には、2020年６月26日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）３名、取締役（監査等委員）２名を含めております。
３．報酬等の額には、2021年６月支給予定の役員賞与金43百万円［取締役（監査等委員である取締役を除く。）32百万円、監査等委員である取締役11百万円］を含めており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等10百万円（うち使用人兼務取締役の使用人分の賞与1百万円）は含めておりません。
４．報酬等の欄の括弧内書には、役員賞与金を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

③ 非金銭報酬等の内容

当行は、役員報酬と株価との連動性を強めることにより、株主のみなさまと株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への意欲を高めるため、ストック・オプション制度を導入しております。制度の内容は次のとおりです。

項目	内容
割当対象者	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)
株式の種類	当行普通株式
割当の時期	新株予約権の募集事項を定める取締役会(原則として毎年6月に開催)の決議に基づき、当該決議後、法定の期間を経て速やかに行う
割当金額の上限	年額100百万円
付与株式数	100株
割当個数の上限	300個 (30,000株)
公正価値の算定方式	ブラック・ショールズ・モデル
割当個数の算出方法	発行取締役会の前営業日における公正価値
権利行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額
権利行使期間	30年以内
権利行使開始日	退任日の翌日
権利行使期限	権利行使期間の最終日又は権利行使開始日から10年を経過する日のいずれか早い日

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年６月24日開催の第107期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額260百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額90百万円以内と決議いただいております。また同株主総会において、この限度額とは別枠にて、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとして、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることを決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は13名、監査等委員である取締役の員数は６名(うち、社外取締役４名)であります。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ　当該方法の決定の方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性および中期経営計画の達成状況等を踏まえた報酬体系とするため、報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、2021年２月８日開催の取締役会において決議しております。

ロ　当該方針の内容の概要

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等は、役位に応じて業績連動報酬および非金銭報酬等の割合が高くなるよう構成しております。

ハ　当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役会で決定した当該事業年度に係る個人別の報酬等は、報酬委員会が当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行い作成した原案を、取締役会が当該方針に沿った対応が成されているかを判断し決議しております。

⑥　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はございません。

⑶ 責任限定契約

当行は、取締役(監査等委員)が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第33条において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより取締役(監査等委員)全員と責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容の概要
加藤 政宏 取締役（監査等委員）	当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
桂川 明 社外取締役（監査等委員）	
林 俊保 社外取締役（監査等委員）	
江本 崇敏 社外取締役（監査等委員）	
長谷川 康夫 社外取締役（監査等委員）	

⑷ 補償契約

該当事項はございません。

⑸ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役	被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当行負担としております。

3．社外役員に関する事項

⑴　社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
桂　川　　明 取締役（監査等委員）	桂川明税理士事務所所長
林　　俊　保 取締役（監査等委員）	該当事項はございません。
江　本　崇　敏 取締役（監査等委員）	江本法律事務所所長
長　谷　川　康　夫 取締役（監査等委員）	該当事項はございません。

（注）１．桂川明氏は、桂川明税理士事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当行との間に特段の関係はありません。
２．江本崇敏氏は、江本法律事務所の所長を兼職しておりますが、同事務所と当行の間に特段の関係はありません。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言その他の活動状況
桂川　明 取締役 （監査等委員）	17年９ヶ月	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回出席、監査等委員会17回のうち16回出席	現役の税理士として豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待しておりましたが、取締役会において、財務面のみならず経営全般に対して積極的な発言等を行っております。さらに、人事委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、報酬委員として活発な審議に参画しております。
林　俊保 取締役 （監査等委員）	４年９ヶ月	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	株式会社松坂屋およびＪ.フロントリテイリング株式会社において財務および会計に関する業務に携わるなど経営の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待しておりましたが、取締役会において、当該視点から経営全般に対して積極的な発言等を行っております。さらに、報酬委員長として審議の充実および権限の行使等に主導的な役割を果たすとともに、人事委員として活発な審議に参画しております。
江本崇敏 取締役 （監査等委員）	２年９ヶ月	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	弁護士としての専門的な法務知識、豊富な経験および幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待しておりましたが、取締役会において、コンプライアンス態勢の強化はじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。さらに、人事委員を務め、取締役等の指名について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
長谷川康夫 取締役 （監査等委員）	９ヶ月	2020年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席、監査等委員会11回のうち10回出席	名古屋市行政に携わってきたことや元丸八信用組合の理事長を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく経営の監督機能の発揮を期待しておりましたが、取締役会において、企業統治はじめ当該視点からの積極的な発言等を行っております。さらに、報酬委員を務め、取締役等の報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

（注）社外役員は、経営管理委員会など、組織横断的な各種委員会にも積極的に参加しております。
　　なお、任意の委員会である人事委員会と報酬委員会の委員長は、社外役員が務めております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	26（6）	該当事項はございません。

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．上記社外役員の支給人数・銀行からの報酬等には、2020年６月26日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含めております。
3．銀行からの報酬等の額には、2021年６月支給予定の社外役員４名に対する役員賞与金６百万円を含めております。
4．銀行からの報酬等の欄の括弧内書には、役員賞与金を記載しております。

⑷ 社外役員の意見

該当事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　30,000千株
発行済株式の総数　10,943千株
（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

6,973名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等（千株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行	1,201	11.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	626	5.83
愛知銀行従業員持株会	338	3.15
日本生命保険相互会社	261	2.43
日本碍子株式会社	242	2.25
東邦瓦斯株式会社	237	2.20
明治安田生命保険相互会社	205	1.91
住友生命保険相互会社	170	1.58
住友不動産株式会社	156	1.45
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	140	1.31

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．当行は、自己株式189,449株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。
3．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社およびＪＴＣホールディングス株式会社が2020年7月27日付で合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しております。
4．株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、1,201,500株であります。なお、その内訳は、信託口 442,300株、信託口４ 223,900株、信託口９ 109,600株、信託口５ 109,000株、信託口６ 90,000株、信託口１ 86,200株、信託口２ 77,500株、信託A口 19,500株、信託口７ 19,100株、証券投資信託口 9,600株、年金信託口 6,000株、年金特金口 5,800株、信託B口 3,000株であります。

5．日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、626,500株であります。なお、その内訳は、信託口 611,200株、退職給付信託カノークス口 15,300株であります。

⑷ 役員保有株式

該当事項はございません。

5．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井　淳 山田昌紀	58	1．会計監査人の報酬額等の同意の理由（注）4 2．非監査業務報酬の内容（時価算定基準を導入するための助言業務）

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、62百万円であります。
3．当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
4．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

⑵　責任限定契約

該当事項はございません。

⑶　補償契約

該当事項はございません。

⑷　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等の観点から、職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9．会計参与に関する事項

⑴ 責任限定契約

該当事項はございません。

⑵ 補償契約

該当事項はございません。

10．その他

該当事項はございません。

第112期末（2021年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	226,362	預金	3,225,480
現金	28,245	当座預金	228,688
預け金	198,117	普通預金	1,838,071
コールローン	590	貯蓄預金	15,841
買入金銭債権	3,090	通知預金	11,828
有価証券	954,671	定期預金	1,090,662
国債	92,408	定期積金	11,434
地方債	163,408	その他の預金	28,953
社債	283,865	譲渡性預金	4,100
株式	138,978	債券貸借取引受入担保金	91,318
その他の証券	276,010	借用金	157,170
投資損失引当金	△0	借入金	157,170
貸出金	2,535,515	外国為替	1,460
割引手形	12,858	売渡外国為替	1,207
手形貸付	37,410	未払外国為替	252
証書貸付	2,272,898	その他負債	20,800
当座貸越	212,348	未払法人税等	1,944
外国為替	1,975	未払費用	1,125
外国他店預け	1,673	前受収益	1,440
買入外国為替	5	給付補填備金	0
取立外国為替	296	融資派生商品	1,693
その他資産	13,295	リース債務	939
前払費用	10	資産除去債務	193
未収収益	1,548	その他の負債	13,462
金融派生商品	209	賞与引当金	572
金融商品等差入担保金	40	役員賞与引当金	32
その他の資産	11,486	役員退職慰労引当金	31
有形固定資産	34,778	睡眠預金払戻損失引当金	188
建物	7,950	偶発損失引当金	1,449
土地	22,766	繰延税金負債	20,046
リース資産	889	再評価に係る繰延税金負債	4,668
建設仮勘定	392	支払承諾	6,014
その他の有形固定資産	2,779	負債の部合計	3,533,333
無形固定資産	936	（純資産の部）	
ソフトウェア	847	資本金	18,000
ソフトウェア仮勘定	4	資本剰余金	13,834
その他の無形固定資産	85	資本準備金	13,834
前払年金費用	5,349	利益剰余金	137,484
支払承諾見返	6,014	利益準備金	5,392
貸倒引当金	△12,911	その他利益剰余金	132,091
		買換資産圧縮積立金	434
		別途積立金	127,280
		繰越利益剰余金	4,376
		自己株式	△1,055
		株主資本合計	168,263
		その他有価証券評価差額金	59,255
		繰延ヘッジ損益	100
		土地再評価差額金	8,413
		評価・換算差額等合計	67,768
		新株予約権	302
		純資産の部合計	236,334
資産の部合計	3,769,668	負債及び純資産の部合計	3,769,668

第112期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		44,521
資金運用収益	29,197	
貸出金利息	19,190	
有価証券利息配当金	9,911	
コールローン利息	4	
預け金利息	78	
その他の受入利息	11	
役務取引等収益	8,308	
受入為替手数料	2,292	
その他の役務収益	6,016	
その他業務収益	477	
国債等債券売却益	476	
金融派生商品収益	0	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	6,538	
投資損失引当金戻入益	1	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	6,260	
その他の経常収益	274	
経常費用		38,940
資金調達費用	354	
預金利息	244	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	21	
債券貸借取引支払利息	8	
借用金利息	33	
金利スワップ支払利息	4	
その他の支払利息	34	
役務取引等費用	2,836	
支払為替手数料	439	
その他の役務費用	2,396	
その他業務費用	2,034	
外国為替売買損	17	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	2,016	
営業経費	25,728	
その他経常費用	7,986	
貸倒引当金繰入額	6,017	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	9	
偶発損失引当金繰入額	134	
株式等売却損	909	
その他の経常費用	913	
経常利益		5,581
特別利益		15
固定資産処分益	12	
資産除去債務戻入益	2	
特別損失		93
固定資産処分損	42	
減損損失	50	
税引前当期純利益		5,502
法人税、住民税及び事業税		3,096
法人税等調整額		△1,685
法人税等合計		1,411
当期純利益		4,091

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

⑴　連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等　　４社

会社名　愛銀ビジネスサービス株式会社
愛銀リース株式会社
株式会社愛銀ディーシーカード
愛銀コンピュータサービス株式会社

⑵　持分法の適用に関する事項

該当ございません。

⑶　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

第112期末（2021年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	226,415	預金	3,221,635
コールローン及び買入手形	590	譲渡性預金	4,100
買入金銭債権	3,090	債券貸借取引受入担保金	91,318
有価証券	953,370	借用金	166,852
投資損失引当金	△0	外国為替	1,460
貸出金	2,528,640	その他負債	22,227
外国為替	1,975	賞与引当金	587
その他資産	38,044	役員賞与引当金	35
有形固定資産	35,050	退職給付に係る負債	683
建物	7,950	役員退職慰労引当金	35
土地	22,766	睡眠預金払戻損失引当金	188
リース資産	8	偶発損失引当金	1,449
建設仮勘定	392	繰延税金負債	20,484
その他の有形固定資産	3,932	再評価に係る繰延税金負債	4,668
無形固定資産	1,002	支払承諾	6,014
ソフトウェア	853	負債の部合計	3,541,740
ソフトウェア仮勘定	4	（純資産の部）	
リース資産	59	資本金	18,000
その他の無形固定資産	85	資本剰余金	13,883
退職給付に係る資産	7,461	利益剰余金	142,074
繰延税金資産	185	自己株式	△1,055
支払承諾見返	6,014	株主資本合計	172,903
貸倒引当金	△13,708	その他有価証券評価差額金	59,345
		繰延ヘッジ損益	100
		土地再評価差額金	8,413
		退職給付に係る調整累計額	991
		その他の包括利益累計額合計	68,850
		新株予約権	302
		非支配株主持分	4,335
		純資産の部合計	246,391
資産の部合計	3,788,132	負債及び純資産の部合計	3,788,132

第112期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		53,281
資金運用収益	29,200	
貸出金利息	19,176	
有価証券利息配当金	9,928	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預け金利息	78	
その他の受入利息	12	
役務取引等収益	17,106	
その他業務収益	481	
その他経常収益	6,492	
投資損失引当金戻入益	1	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	6,486	
経常費用		47,237
資金調達費用	351	
預金利息	244	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	21	
債券貸借取引支払利息	8	
借用金利息	60	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	10,428	
その他業務費用	2,040	
営業経費	26,409	
その他経常費用	8,007	
貸倒引当金繰入額	5,993	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	9	
偶発損失引当金繰入額	134	
その他の経常費用	1,869	
経常利益		6,043
特別利益		15
固定資産処分益	12	
資産除去債務戻入益	2	
特別損失		92
固定資産処分損	42	
減損損失	50	
税金等調整前当期純利益		5,966
法人税、住民税及び事業税		3,198
法人税等調整額		△1,638
法人税等合計		1,560
当期純利益		4,405
非支配株主に帰属する当期純利益		139
親会社株主に帰属する当期純利益		4,266

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社愛知銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　井　　淳　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社愛知銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

株式会社愛知銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　井　　淳　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　田　昌　紀　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社愛知銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日

株式会社愛知銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　加　藤　政　宏 ㊞
監査等委員　桂　川　　明 ㊞
監査等委員　林　　俊　保 ㊞
監査等委員　江　本　叅　敏 ㊞
監査等委員　長谷川　康　夫 ㊞

（注）監査等委員 桂川　明、林　俊保、江本叅敏及び長谷川康夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場のご案内

最寄り駅から会場までのアクセス

日　時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

会　場

株式会社 愛知銀行 本店8階ホール
名古屋市中区栄三丁目14番12号
TEL. 052-251-3211（代表）

愛知銀行 本店
※写真は大津通側から見たものです

最寄りの駅

地下鉄 東山線　栄駅（サカエチカS7a出口）
　　名城線　矢場町駅（6番出口）

※ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。また、議事資料として本第112期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

あい、ふれあい、きずきあい
愛知銀行

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK